

大阪市内飲食店を対象とした県産食材メニューフェア実施業務仕様書

1 委託する業務名

大阪市内飲食店を対象とした県産食材メニューフェア実施業務

2 業務の趣旨・目的

「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、「流対本部」という）では、これまで販売促進活動などをおとして、大分県産農畜水産物（以下、「県産食材」という）の販路開拓に努めてきた。

大阪・関西万博（以下、「万博」という）が開幕し、万博期間中は関西圏を中心に多くの観光客等が訪れることが見込まれている。大分県においては、令和7年9月3日（水）から5日（金）に万博会場内の催事に出展するとともに、場内出展の事前行事として、KITTE 大阪内でアンテナショップの開設（8月中）やKITTE 大阪内でのPRイベント（8月23日（土）・24日（日））の実施を計画している。これらの催事と連携の上、大阪市内飲食店において県産食材メニューフェア（以下、「メニューフェア」という）を実施することで、県産食材の認知度向上及び販路開拓につなげるために実施するものである。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、流対本部と協議の上、実施すること。

(1) 飲食店とのマッチングに関する業務

ア メニューフェアの実施

(ア) 参加店舗の募集・選定

- ・大阪駅周辺を中心とした大阪市内の飲食店20店舗程度とする。なお、KITTE 大阪周辺において、飲食店街等のまとまりで実施できる場合の店舗数は、この限りではなく、半数程度でよい。
- ・1店舗あたり、複数品目の県産食材を使用すること。

(イ) 開催時期

令和7年8月頃（1か月間）

※実施時期については、流対本部と協議の上決定する。

(ウ) フェアの名称

流対本部と協議の上決定すること。

(エ) 使用品目

「The・おおいた」ブランドのホームページ (<https://theoita.com>) に掲載の「おおいたの産品を知る」 (<https://theoita.com/sanpinintro/>) にある野菜・果物・きのこ・畜産・水産品とする。

(オ) メニューフェアの実施に係るその他業務

① メニューフェアを契機とした継続的な取引調整支援

- ・メニューフェアの開催をきっかけに継続的な取引につなげるため、参加店舗と産地との商流や物流等の調整、働きかけを行うこと。
- ・メニューフェアに参加する店舗ごとに担当者を定め、担当者名を記したリストを作成の上、実施14日前までに流対本部に提出すること。リストの項目は別途流対本部と協議の上、決定するものとする。
- ・受託者はメニューフェア実施にかかり販促物を作成し（※ノベルティの作成は不可）、各店舗に配布すること。また、メニューフェア開催中は当該販促物を各店舗の目立つ場所に掲示するよう働きかけを行い、メニューフェア実施中に掲示状況を確認すること（写真での記録を含む）。
- ・本事業を通じてつながりができた飲食店関係者、市場関係者に対して、委託期間終了後、流対本部が独自にアプローチを行う場合は、これをフォローすること。
- ・青果物は市場経由での調達を基本とし、可能な限り直売施設等からの直接配送は避けること。

② メニューフェアの周知について

- ・メニューフェアの周知は、県の催事、県が行う万博関連の別事業内及び流対本部で行うこととするが、フェア全体や参加店舗のメニューに関するコンテンツ（県や流対本部が行う SNS 投稿用のテキストや画像等）を制作し、流対本部に提供すること。
- ・その他、受託者によるフェアの周知等も行うこと。

③ メニュー開発等に係るサンプルについて

- ・参加店舗から食材のサンプル提供依頼があった場合は、送料を含めた一切の費用を委託料の中から捻出し、サンプル提供を実施することを原則とするが、不足する場合は別途流対本部から支出することもできる。

(2) 飲食店に対するアンケートに関する業務

ア 実施内容

今後の販売戦略やブランディング強化に活用するため、県産食材に関するアンケートを参加店舗に実施する。

イ 実施時期

4 (1) の事業実施後

ウ 実施方法

- ・参加店舗等に対してアンケートを実施し、流対本部へ報告すること。
- ・アンケートの質問項目は、今後の継続取引につなげるための有効な項目を設定し、流対本部と協議の上決定すること。

5 成果物の提出

委託業務終了後、実施結果をとりまとめた実績報告書（任意様式）を紙媒体1部及びDVD-ROM1枚で流対本部に提出すること。成果物の提出期限は令和7年10月31日（金）までとする。

なお、本業務により制作したイラスト、画像、写真データ等一切の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に流対本部に無償で譲渡するものとする。
- ・流対本部は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、流対本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の留意点

- ・事業で制作した一切の著作物は、特段の理由がない限り流対本部に帰属する。
- ・打合せはキックオフ、事業実施前2回、成果品納入時の4回を基本とし、必要に応じ双方の協議の上、随時実施するものとする。打合せの内容の整理は受託者が行う。なお、販促・周知ツール作成に係るデザイン等の校正については、必ず流対本部に確認し、必要に応じて協議するものとする。
- ・受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の

利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- 委託業務の遂行にあたり、内容については流対本部側からの提案も踏まえ、協議の上最終決定すること。また、疑義が生じた場合は、流対本部と十分協議すること。
- 委託事業実施に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合には、流対本部と受託者の間で実施内容や委託費用の調整に係る協議を行う。この件における協議のタイミングや協議内容は流対本部の判断で実施する。
- 委託業務に関しては、流対本部からの提案も踏まえ、協議の上決定する。